

新旧対照表

【「国際観光政策に関するOECD理事会の決定及び勧告」の取扱いについて（昭和61年6月9日蔵関第627号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
「国際観光政策に関するOECD理事会の決定及び勧告」の取扱いについて 昭和60年11月27日に開催されたOECD理事会において、OECD規約「国際観光政策に関するOECD理事会の決定及び勧告」（以下、「規約」という。）（別添参照）が採択されたことに伴い、規約の附属書の免税輸入に関する規定の取扱いについては、昭和61年7月1日より下記によることとしたので了知されたい。 記 1. 身回品に対する取扱い 規約の注釈1 a) に規定する非居住旅行者が、規約の附属書1 a) において「身回品」とみなして特掲している物品を、個人的使用に供するため、携帯（別送を含む。以下同じ。）して輸入する場合の取扱いは次のとおりとする。 (1) 次の物品については、関税定率法施行令第13条の6の表の第3号に規定する「輸入する者の個人的な使用に供する身の回り品」と認定して、関税定率法第14条第7号により免税する。 イ 自用の宝石類 ロ 写真機2台及びその附属品並びにフィルム10本 ハ 撮影機1台及びその附属品並びにフィルム10巻 ニ 携帯用のスライド映写機1台又はフィルム映写機1台及びその附属品並びにスライド240枚又はフィルム10巻 ホ 双眼鏡1個 ヘ 携帯用の楽器1個 ト 携帯用の蓄音機1台及びレコード10枚 チ 携帯用の録音機及び再生機（口述録音機を含む。）各1台並びにテープ10巻 リ 携帯用のラジオ受信機1台 ヌ 携帯用のテレビ受像機1台	「国際観光政策に関するOECD理事会の決定及び勧告」の取扱いについて 昭和60年11月27日に開催されたOECD理事会において、OECD規約「国際観光政策に関するOECD理事会の決定及び勧告」（以下、「規約」という。）（別添参照）が採択されたことに伴い、規約の附属書の免税輸入に関する規定の取扱いについては、昭和61年7月1日より下記によることとしたので了知されたい。 記 1. 身回品に対する取扱い 規約の注釈1 a) に規定する非居住旅行者が、規約の附属書1 a) において「身回品」とみなして特掲している物品を、個人的使用に供するため、携帯（別送を含む。以下同じ。）して輸入する場合の取扱いは次のとおりとする。 (1) 次の物品については、関税定率法施行令第13条の5の表の第3号（<u>無条件免税をしない携帯品</u>）に規定する「輸入する者の個人的な使用に供する身の回り品」と認定して、関税定率法第14条第7号（<u>（携帯品の無条件免税）</u>）により免税する。 イ～タ （同左）

新旧対照表

【「国際観光政策に関するOECD理事会の決定及び勧告」の取扱いについて（昭和61年6月9日蔵関第627号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
ル 携帯用のビデオカメラ及びビデオレコーダー各1台 ヲ 携帯用のタイプライター1台 ワ 携帯用の計算機及びコンピューター各1台 カ 乳母車1台 ヨ 病人用車椅子1台 タ スポーツ用品のうち、テント一張及び他のキャンプ用具一式、釣道具一式、登山用具一式、自転車1台、スキー2組、テニス用ラケット2本、ウインドサーフィン用具一式並びにこれらに準ずるもの。ただし、下記(2)の物品を除く。 (2) 猟銃、艇長5.5m未満のカヌー又はカヤック及びハンググライダーについては、関税定率法第17条第1項第10号により免税する。 2. 酒類、たばこ等に対する取扱い 規約の注釈1a)に規定する非居住旅行者及び帰国旅行者が規約の附属書I b)に規定する物品を携帯して輸入する場合は、関税定率法施行規則第2条の4を適用して、関税定率法第14条第7号により免税する。 なお、規約の附属書 b)のi)においては、「スピリッツ1L及びワイン2L」を免税することとしているが、我が国は、その適用を留保している。 3. 観光宣伝物品及び観光促進物品に対する取扱い (1) 規約の附属書 c)のi)に規定する観光宣伝物品が輸入される場合の取扱いについては、次の点に留意する。 イ 規約の注釈3a)に掲げる「絵入りカレンダー」については、関税定率法第14条第4号に含まれるものとして取り扱って差し支えない。 なお、本号を適用するカレンダーの認定に当たっては、関税定率法基本通達14-6の(2)によるものとするが、この場合、当該カレンダーの「絵」には、外国の風景に限らず、文化、行事、風俗等外国の事情を紹介するものも含まれるので留意する。 ロ 規約の注釈3c)に掲げる「手工芸品の見本で著しく価格の低いもの」については、関税定率法第14条第6号の規定を適用して免税する。	(2) 猟銃、艇長5.5m未満のカヌー又はカヤック及びハンググライダーについては、関税定率法第17条第1項第10号((一時入国者の携帯品の再輸出免税))により免税する。 2. (同左) 3. 観光宣伝物品及び観光促進物品に対する取扱い (1) 規約の附属書 c)のi)に規定する観光宣伝物品が輸入される場合の取扱いについては、次の点に留意する。 イ 規約の注釈3a)に掲げる「絵入りカレンダー」については、関税定率法第14条第4号((記録文書その他の書類の無条件免税))に含まれるものとして取り扱って差し支えない。 なお、本号を適用するカレンダーの認定に当たっては、関税定率法基本通達14-6の(2)((観光旅行宣伝用となる絵入りカレンダー))によるものとするが、この場合、当該カレンダーの「絵」には、外国の風景に限らず、文化、行事、風俗等外国の事情を紹介するものも含まれるので留意する。 ロ 規約の注釈3c)に掲げる「手工芸品の見本で著しく価格の低いもの」については、関税定率法第14条第6号((見本の無条件免税))の規定を適用して免税する。

新旧対照表

【「国際観光政策に関するOECD理事会の決定及び勧告」の取扱いについて（昭和61年6月9日蔵関第627号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
(2) 規約の附属書Ⅰc)の)に規定する観光促進物品が一時輸入される場合には、原則として関税定率法第17条第1項第9号を適用することとし、再輸出の時期が輸入許可の日から1年を超えることが輸入申告の際に明らかな場合は、再輸出免税を適用することなく、便宜、展示場所に他所蔵置を認める取扱いとする。 なお、規約の附属書Ⅰc)の)では、観光促進物品について「免税輸入」又は「少なくとも2年間の一時免税輸入」を認めることとしているが、我が国は「12ヶ月間の一時免税輸入を認める。ただし、一定条件のもとで期間の更新をすることができる。」旨留保している。 4. 観光産業に関連する物品に対する取扱い (1) 規約の附属書 e)のうち、i)は、観光産業に関連する活動に必要なとの理由をもって、航空機用予備部品及び国際航空サービスとして使用される地上取扱機器を一時輸入する場合にその輸入税を免除することとしているが、我が国は、地上取扱機器については当該理由をもって免税とすることを留保しているので、留意する。 (2) 規約の附属書 e)のうち、地上取扱機器以外の物品については、関税法、関税定率法等に一時免税輸入又はこれに代わる同等の措置が規定されているので、これにより取り扱うものとする。 5. 規約の附属書 の規定のうち、上記1～4に規定しているもの以外のものについては、関係する国内法令等に従い取り扱うものとする。 別添（省略）	(2) 規約の附属書Ⅰc)の)に規定する観光促進物品が一時輸入される場合には、原則として関税定率法第17条第1項第9号 <u>((博覧会等に出品される物品の再輸出免税))</u>を適用することとし、再輸出の時期が輸入許可の日から1年を超えることが輸入申告の際に明らかな場合は、再輸出免税を適用することなく、便宜、展示場所に他所蔵置を認める取扱いとする。 なお、規約の附属書Ⅰc)の)では、観光促進物品について「免税輸入」又は「少なくとも2年間の一時免税輸入」を認めることとしているが、我が国は「12ヶ月間の一時免税輸入を認める。ただし、一定条件のもとで期間の更新をすることができる。」旨留保している。 4. （同左） 5. （同左） 別添（同左）